

○沖縄総合事務局告示第三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二日

沖縄総合事務局長 久保田 治

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 沖縄県浦添市字港川崎原、字港川港川原、字城間東空寿、字城間中
空寿、字城間東唐蒲、字城間西田田、字城間後原、字城間城間原及び字城間大川地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請にかかる事業は、沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内までの延長約1,550mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道浦添西原線改築事業及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地にかかる部分である。

本件事業のうち、「県道浦添西原線改築事業」は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道であり、また、本件事業により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道浦添西原線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、一般国道58号浦添北道路と臨港道路浦添線（以下「沖縄西海岸道路」という。）が接続する港川アクセスランプを起点とし、沖縄本島を南北に縦断する一般国道58号、同330号、同329号と交差した後、東海岸に位置する一般国道329号与那原バイパスとの交差点を終点とする沖縄本島中部地域を東西に結ぶ総延長9,846mの主要幹線道路である。

本路線の起点側に位置する浦添市は西海岸地区の公有水面埋立地並びに米軍基地の返還跡地を活用した大規模集客施設や国際物流複合拠点の商業施設等の整備に伴い、交通システムの改善や街づくりが求められている。

また、沖縄西海岸道路の供用とともに、中部都市圏に存する都市型リゾート施設やショッピング、レクリエーション施設等と、沖縄の玄関口である那覇空港や那覇港との拠点間の連携強化を促進し、都市活動を支援する地域である。

一方、終点側に位置する中頭郡西原町並びに隣接する島尻郡与那原町は、東崎工業団地基盤整備事業や中城湾港マリンタウンプロジェクト西原与那原地区整備事業及び大型MICE施設建設計画などの実施に伴い、既成市街地の都市化、埋立区域の市街地化の進展による人口や交通量の増加が見込まれる地域である。

しかしながら、浦添市内の一般国道58号は、中心市街地を通過し、沿道には各種大型商業施設や住居等が連たんしていることから、地域住民の通勤や買い物等による地域内交通と県都那覇市と中北部圏を結ぶ物流や通勤、観光などによる通過交通が輻輳し、慢性的な交通混雑が発生（平成22年度道路交通センサスによると、浦添市仲西一丁目地内で73,570台/日、混雑度は2.73となっている。）し、交通事故が多発するなど主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

また、大規模集客施設等が立地する浦添市西海岸地区から浦添市中心部へのアクセス道路が整備されていないため、自然災害発生時の近隣住民等の移動や緊急車両の通行等に支障が生じることが見込まれる状況である。

このような状況に対処し、主要幹線道路としての機能を強化するため、浦添市崎原地内の沖縄西海岸道路港川アクセスランプから同市宇城間大川地内の一般国道58号までの延長約1,550mの区間を道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第1級の規格に基く4車線の道路を新たに整備する本件事業を計画したものであり、土地収用法第3条第1号に該当する事業である。

本件事業が完成することにより、沖縄西海岸道路と一般国道58号現道を結ぶ道路ネットワークが構築され、交通の分散が図られることにより、浦添市の市街地における交通量が減少し、交通渋滞の緩和に寄与するものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響について、本件事業は「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号）や「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年12月27日沖縄

県条例第 77 号)で定める環境影響評価対象外の事業である。しかし、平成16年3月、平成17年3月に同法に準じて、本件事業区間を含めた地域で内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所が任意に環境影響調査を実施し、その後沖縄県で再評価の必要性等を検討した結果、平成27年3月に大気環境に与える影響についての照査を行っている。

その結果、大気質については環境基準を満足しているが、騒音については、昼間の騒音レベルが環境基準を超える結果となったことから、騒音低減効果のある高機能舗装を使用する措置を講じることとした。

また、本件事業においては、工事に際しても環境保全に配慮した必要な対策が講じられるものであり、環境への影響は軽微なものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記環境影響評価調査等によると、本件事業区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の国の天然記念物に指定されているオカヤドカリ、オオナキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ及び絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)の国内希小野生動植物種であるハヤブサが確認されている。

このうちオカヤドカリ、オオナキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリについては、工事着工前に可能な限り捕獲し、工事区域外の影響を受けない場所に移動するなどの保全措置を講ずることで、環境に与える影響の低減が図れるものと予測される。ハヤブサについては、営巣及び繁殖は確認されておらず、生息可能な環境は周辺に広く存在しているので影響は少ないと予測されるが、起業者はモニタリング調査を実施し、必要に応じ専門家の指導助言を受け、必要な措置を講じるものである。

植物については、環境省のレッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、オキナワマツバボタン等が確認されているので、工事による改変箇所を確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じるものである。

このほか、本件事業区間には文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地指定されている「崎原古墓群」、「東空寿古墓群」が分布しているが、沖縄県教育委員会、浦添市教育委員会との調整協議のうえ、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じているほか、改めて本事業により、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、沖縄西海岸道路と一般国道58号現道を結ぶ道路ネットワークが構築され、交通の分散が図られることにより、浦添市の市街地における交通量が減少し、交通渋滞の緩和に寄与するものである。また、一般国道58号現道の城間地内に存する三枝交差点と四枝交差点が近接する歪な交差点が改善され、規定の右折滞留長を確保できる

ことから、直進車両の通行障害が解消され、常態化している交通渋滞の緩和が見込まれることを目的として、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)による第4種第1級の規格に基づく4車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業におけるルートについては、沖縄西海岸道路の港川アクセスランプの港川交差点を起点とし、キャンプキンザー基地の重要施設（通信施設）との保安距離を確保しながら、市道牧港線と交差し、浦添市指定文化財である崎原古墳群、東空寿遺跡、東空寿古墳群、沖縄電力城間変電所を極力回避し、終点となる一般国道 58 号城間交差点に接続する延長 1, 550 m のルートである。なお、本件事業の計画は平成 17 年 9 月 13 日付け沖縄県告示第 607 号で都市計画決定された那覇広域都市計画道路 3. 2. 15 号港川道路と基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、浦添市内の一般国道 58 号は、慢性的に交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

更に、浦添市や浦添商工会議所より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。